

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人御立会が設置運営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業の適正な運営を確保するための人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の職員が介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 要介護者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者・要支援者の日々の暮らしの支援を行い、又、要介護者・要支援者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者・要支援者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

- 第3条 当事業所において提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適正にサービスを提供する。
 - 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活ができるようサービスを提供する。
 - 4 （介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
 - 5 （介護予防）小規模多機能型居宅介護提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
 - 7 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設

定し、計画的に行う。

- 8 提供する(介護予防)小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者に評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

小規模多機能ホーム 厚生園

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。

兵庫県姫路市御立西4丁目1番19号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2) 介護支援専門員 1人

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所利用者の小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員 1人以上

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 9人以上

小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を適格に掌握し、利用者に対し適切な介助を行う。又、宿泊者に対して1人以上の夜勤を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直(自宅に待機して電話連絡を受けて対応できる体制)1名以上を配置する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間

①通いサービス(基本時間) 10:00~16:00

- ②宿泊サービス（基本時間） 16：00～10：00
 - ③訪問サービス（基本時間） 24時間
 - ④短期利用サービス 通い及び宿泊サービスに準ずる
- ※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

（利用定員）

第8条 当事業所における登録定員は29人とする。

- （1）1日に通いサービスを提供する定員は、18人とする。
- （2）1日に宿泊サービスを提供する定員は、6人とする。

（（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容）

第9条 （介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

（1）通いサービス

当事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア．移動の介助

イ．養護（休養）

ウ．通院の介助等その他必要な介護

②健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。
又、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア．日常生活動作に関する訓練

イ．レクリエーション（アクティビティサービス）

ウ．グループ活動

エ．行事的活動

オ．園芸活動

カ．趣味活動（ドライブ、買物等含む）

キ．地域における活動への参加

④食事支援

ア．食事の準備、後片付け

- イ．食事摂取の介助
- ウ．その他必要な食事の介助

⑤入浴支援

- ア．入浴又は清拭
- イ．衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ウ．その他必要な介助

⑥排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 短期利用サービス

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の登録者が登録定員未満で宿泊室に空床がある場合には、緊急やむおえない場合に短期利用をご利用いただけます。

(5) 相談・助言等

- ①日常生活に関する相談、助言
- ②認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④住宅改修に関する情報提供
- ⑤医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦家族・地域との交流支援
- ⑧その他必要な相談、助言

((介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画)

第 10 条 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

- 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 4 （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得る。
- 5 （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。なお、交付した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存する。
- 6 利用者に対し、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 7 （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 8 （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

（（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用料）

第 11 条 事業所が提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上、法定代理受領分は介護報酬の負担割合分とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 宿泊は1泊につき1,300円を徴収する。
 - (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食280円、昼食700円、夕食600円を徴収する。
 - (3) オムツ代は、100円/枚、尿とりパット50円/枚とする。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスの内日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。又、併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
 - 3 利用の支払いは、現金による窓口払いとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

姫路市における介護保険事業計画において定められた当事業所が所在する生活圏域

(サービスの提供記録の記載)

第 13 条 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第 14 条 利用者の個人情報を含む (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第 15 条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第 16 条 提供した (介護予防) 小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した (介護予防) 小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 4 提供した (介護予防) 小規模多機能型居宅介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村

の職員からの質問もしくは照会に応じる。又、利用者又は家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した（介護予防）小規模多機能型居宅介護に係わる利用者又は家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

（事故発生時の対応）

- 第17条 利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 2 事故が発生した場合には、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

（衛生管理）

- 第18条 （介護予防）小規模多機能型居宅介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。
- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

（緊急時における対応方法）

- 第19条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診時に適切な処置を講ずる。

（非常災害対策）

- 第20条 （介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他災害が発生した場合、職員は利用者の非難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第21条 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護が地域に密着し開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進介護のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表、姫路市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進介護の報告、評価、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第22条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを姫路市に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第24条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 定期的研修 随時
- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
 - 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同

意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

- 4 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な(介護予防) 小規模多機能型居宅介護を提供する事が困難であると認めた場合は、適当な他の(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 6 事業者は、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定の機関を確かめるものとする。
- 7 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。
- 8 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 9 事業者は、居宅介護事業所またはその従業員に対し、利用者にサービスを利用させることの代償としての金品その他財産上の利益を供与しない。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付則

1. この運営規程は、平成19年8月8日から施行する。
2. この運営規程は、平成25年7月18日から改正施行する。
3. この運営規定は、平成27年4月1日から改正施行する。
4. この運営規定は、令和4年11月10日から改定施行する。